（注２）各勘定経理区分の損益外減価償却相当額、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与見積額並びに引当外退職給付増加見積額

（単位：円）

	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計	法人共通	合計
損益外減価償却相当額	17,777,580	37,060,535	86,631,071	141,469,186	0	141,469,186
損益外利息費用相当額	0	0	16,777	16,777	0	16,777
損益外除売却差額相当額	0	0	5	5	0	5
引当外賞与見積額	4,009,866	461,371	4,760,948	9,232,185	0	9,232,185
引当外退職給付増加見積額	△ 15,281,753	△ 8,279,216	△ 43,561,341	△ 67,122,310	0	△ 67,122,310

10. 各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

当機構は、機構の設置目的（独立行政法人労働政策研究・研修機構法（以下「機構法」という。）第３条）を達成するために、以下の業務（機構法第12条）を行っており、勘定の経理は、機構法第13条に基づく区分に従って行っております。

各勘定に共通する事項につきましては、合理的な配賦基準に従って、各勘定に配賦しております。

○業務の範囲（機構法第12条）

第12条　機構は、第３条の目的を達成するため、次の業務を行う。

１号　内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。

２号　内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。

３号　第１号に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。

４号　前３号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

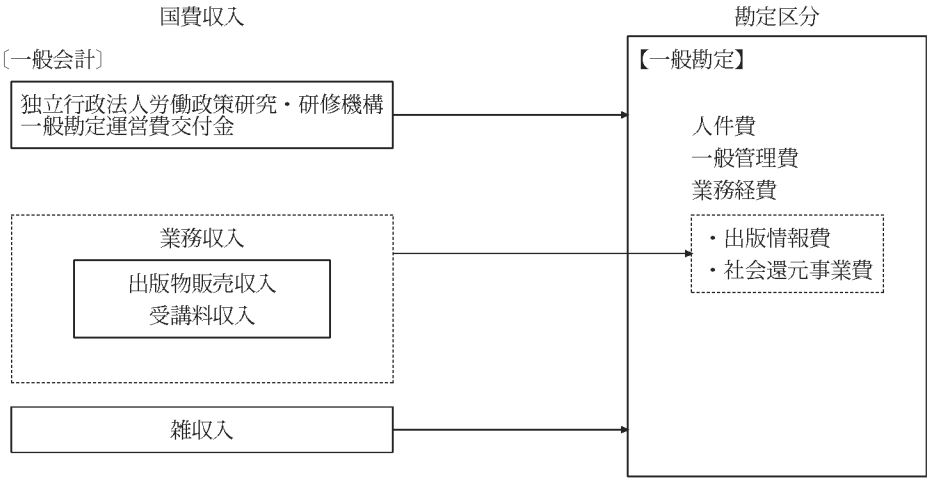
５号　厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

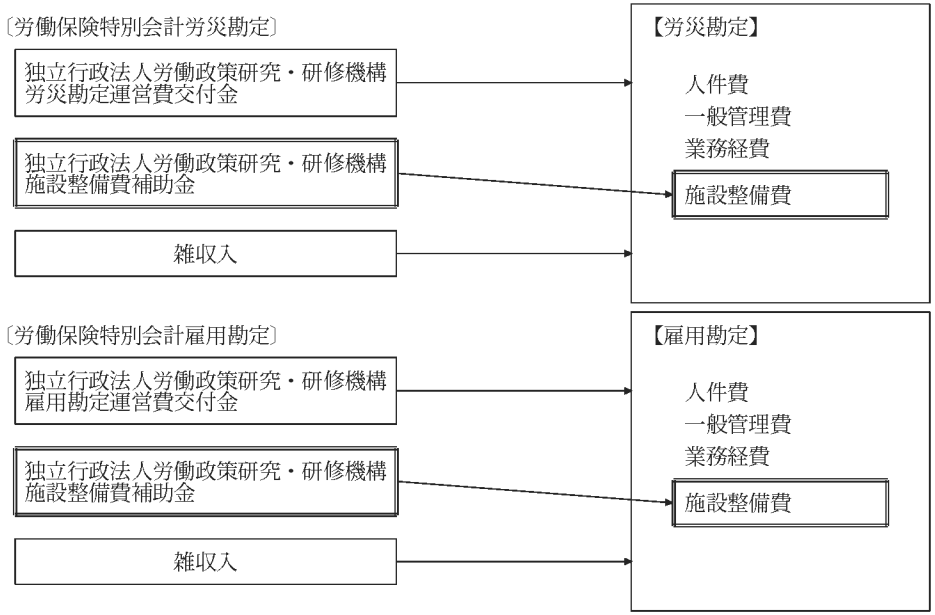
６号　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○区分経理（機構法第13条）

第13条　機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業として行われるものに係る経理、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業として行われるものに係る経理及びその他のものに係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

11. 勘定相互間の関係を明らかにする書類





12. 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

(1)　貸借対照表

（単位：円）

科目	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	調整　※	法人単位
資産の部					
Ⅰ流動資産					
現金及び預金	171,537,585	61,767,434	498,802,619		732,107,638
たな卸資産	7,481,965	0	449,471		7,931,436
前払金	0	0	164,000		164,000
前払費用	0	0	3,266,954		3,266,954
未収金	6,846,201	33,633,796	141,970,405	△ 36,988,377	145,462,025
流動資産合計	185,865,751	95,401,230	644,653,449	△ 36,988,377	888,932,053